

その作業!

作業指揮者は選任していますか?



法令では、**一定の荷役作業**について作業指揮者の選任を義務付けています。

一定の荷役作業とは…

- 1 車両系荷役運搬機械等を用いて作業
➡**車両系荷役運搬機械等作業指揮者**（労働安全衛生規則第151条の4）
※車両系荷役運搬機械等は、フォークリフト、貨物自動車等7種類の機械
- 2 貨物自動車等に、一の荷でその重量が100キログラム以上のものを積む又は卸す作業
➡**積卸し作業指揮者**（労働安全衛生規則第151条の70）



一つの荷が100kg以上で人力等による貨物自動車等への積卸し作業



一つの荷が100kg以上で車両系荷役運搬機械等を用いる積卸し作業

※この作業の場合は、車両系荷役運搬機械等と積卸し作業指揮者の選任がそれぞれ必要ですが、両方の作業指揮者を兼務することができます。



車両系荷役運搬機械等を用いての荷役運搬作業（例：横持ち、はい替え等）

※100kg未満の荷を車両系荷役運搬機械等を用いて積卸しする場合は、車両系荷役運搬機械等作業指揮者の選任が必要です。

【作業計画に基づく作業の指揮】

作業指揮者は、労働安全衛生規則151条の3に定められた「作業計画」に基づき、作業の指揮を行わなければならないと定められています。



作業計画は、車両系荷役運搬機械を用いて作業をする際に作成必須です！



作業計画に示すべき事項

① 何を運ぶのか

運搬する荷の種類・重量・形状



④ どこで行うのか

◆ 作業場所 ◆ 運行経路 ◆ 通路



② いつまでに行うのか

作業の実施時期・運搬期限



⑤ 誰が行うのか

◆ 作業者 ◆ フォークリフト運転者



③ 何を使うのか

フォークリフトなど使用する荷役運搬機械



⑥ どのように行うのか

◆ 作業手順
◆ 接触防止などの災害防止対策



作業計画の未作成により、このような災害が発生するおそれがあります。



フォークリフトの走行範囲が未決定のため、プラットホームから転落する災害



テールゲートリフターの作業手順が未作成のため、荷と共に転落する災害

労働者の命を守るため、作業計画を作成しましょう！



陸上貨物運送事業労働災害防止協会